**大阪府健康づくりアワードの表彰に係る審査について（案）**

１　大阪府健康づくりアワードの概要

　　別紙資料のとおり。

２　審査、表彰について

　（１）スケジュール

* 一次審査（11月頃実施）：事務局で実施
* 二次審査（12月頃実施）：委員で実施
* 表彰式（Ｈ28年2月頃実施）

（２）審査委員について

* 審査委員は6名程度とする。
* 委員は健康おおさか21推進府民会議に参画している者のうち、健康づくりについて造詣が深い、学識経験者、地域・職域関係団体等の代表者等で構成する。

（３）審査基準について

　　　　審査にあたっては、一定の基準を設けることとする。

　　　①　審査基準（案）

　　　　　＜必須項目＞

* 応募時点で最低3年以上活動を継続している
* 過去5年間に重大悪質な事案で法令等に違反し、処分を受けたことがない
* 応募団体の健診（職場健診）の受診状況が自己申告で一定以上※である

（職場部門のみ）

　　（※一定以上：応募団体の健診受診状況等により判断する）

* 表彰されるにあたり、社会通念上問題がない

　　＜共通審査項目＞

* 広く浸透している
* 先進的な取組みである
* 活動の目標設定が明確である
* 活動の内容が具体的である
* 総合的にみて活動が優れている
* 健康寿命の延伸・健康格差の縮小につながることが見込める

＜職場部門＞

* 職場健診の受診率

＜地域部門＞

* 子どもから壮年期（働く世代）を対象にしている

３　検討事項

　（１）審査委員の選定について

　（２）審査基準について

* 審査基準案について

　　　　　　審査項目、配点、その他　審査の視点　など。

* 審査方法について
* その他